

研究発表および論文掲載に関する規則

平成十五年九月七日の理事会（於 佛教大学）において、研究発表申し込みは発表要旨を添えて行うことが決定されました。会員諸氏のご協力をお願いいたします。

- 一 学術大会における発表資格者は、原則として新制大学院修士課程修了以上の会員とする。
 - 二 (1) 研究発表申し込みは発表要旨（四〇〇字から八〇〇字）を添えて行うものとする。
 (2) 研究発表者の決定とプログラム作成は、プログラム委員会がこれを行う。
 (3) プログラム委員会は、開催校の代表が委員長となり、編集担当の常務委員および編集査読委員長の委嘱を受けた会員がこれを構成する。
 - (4) 発表者の数は二五〇名を上限とし、その中の二〇〇名は、発表要旨の内容およびその他の要件を勘案して決定する。
 - (5) 残る五〇名（上限）は別枠とし、その選考は各部会の構成、特別部会、あるいはパネルの開設等を考慮し、開催校の意向を尊重して行う。
 - 三 発表申し込み後、変更の必要がある場合には、文書で大会開催校に願い出るものとする。
 - 四 学術大会での研究発表は、日本語または英語に限る。ただし、英語で発表する場合には、日本語で八〇〇字程度の要旨を発表会場において配布するものとする。
 - 五 学会誌掲載論文は、学術大会において発表され、かつ編集査読委員会による査読を経たものとする。
 - 六 学会誌に掲載された論文について、執筆者は電子データの利用権を学会に委託するものとする。ただし、執筆者が利用・公開することは、これを妨げない。
- 付記 この規則は、平成十五年九月七日より施行する。
- 付記 この規則は、平成二十三年九月七日より改定施行する。
- 付記 この規則は、平成二十四年六月三十日より改定施行する。
- 付記 この規則は、旧来の「研究発表および論文掲載・利用に関する規則」を改定したものであり、平成二十六年八月三十日より施行する。